

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名 大木町（教育委員会含む）、大木町議会、大木町選挙管理委員会
大木町監査委員、大木町農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.5%
全職員	68.4%

※差異とは、以下の方法により算出される割合（パーセント）をいう。

$$\text{男女の給与の差異} = \frac{\text{女性職員の給与の一人当たり平均}}{\text{男性職員の給与の一人当たりの平均}}$$

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	101.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.6%
31～35年	98.5%
26～30年	94.3%
21～25年	98.4%
16～20年	101.2%
11～15年	83.5%
6～10年	116.8%
1～5年	91.4%

以下①～⑤は任期の定めのない常勤職員、⑥及び⑦は任期の定めのない常勤職員以外に関する説明。

①「任期の定めのない常勤職員」の数は男性57名、女性43名である。

②役職段階別及び勤続年数別の割合は任期の定めのない常勤職員のための数値である。

③係長職以上の女性割合は課長級21.4%、課長補佐級25.0%、係長級56.3%であり、係長級においては女性割合が男性割合を上回っている。

④扶養手当や住居手当について、男性を支給対象者とする申請が多くなっており、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 81.3%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 57.1%である。

⑤時間外勤務時間数については男性の方が多くっており、年間の総時間外勤務時間数のうち、男性の占める割合は 59.3%、女性の占める割合は 40.7%である。

⑥「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の数は男性15名、女性95名である。

⑦任期の定めのない常勤職員以外の職員の基本的な報酬・給料については、職種が同一であれば男女とも同額となっている。（ただし、前歴換算による差異あり）

※全職員における男女の給与の差異が大きい理由は、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」において、男性の職員数に対して女性の職員数が非常に多く、上記計算式より平均を導き出したために生じているものである。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。

